

ハローワークからのお知らせ

○「改正育児・介護休業法等説明会のご案内」について

「改正育児・介護休業法」が令和7年4月1日から段階的に施行されます。それに伴い宮城労働局では、管内企業等を対象に説明会を石巻、大崎、仙台会場にて開催いたします。

1. 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策法推進法
2. フリーランス・事業者間取引適正化等法
3. その他（両立支援等助成金等）

の上記3点について説明を行いますのでご参加検討のほどよろしく申し上げます。日程等詳細につきましては2ページ目を参照ください。ご不明な点については宮城労働局雇用環境・均等室（TEL022-299-8844）へお問い合わせ願います。

○労働保険（労災保険・雇用保険）の加入について

原則労働者を1人でも雇ったら労働保険の成立手続きを行う必要があります。労災保険・雇用保険それぞれの加入状況についてご確認願います。ご不明な点については労災保険は瀬峰労働基準監督署（TEL0228-38-3131）、雇用保険は当所雇用保険担当（TEL0228-22-2531）までお問い合わせ願います。



労働市場の動き（9月内容）

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆9月の有効求人倍率は1.31倍

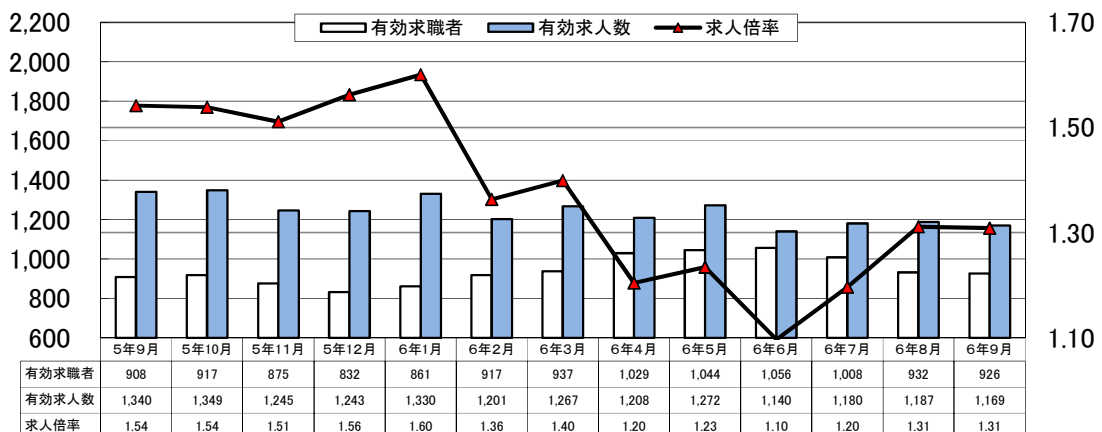
◆月間有効求人数は1,212人、月間有効求職者数は926人

・新規求人数は393人と、前月に比べ11.5%の減少となり、前年同月比では16.9%の減少となりました。

・新規求人の主な産業別でみると前年同月比で宿泊業・飲食サービス業が100.0%、医療・福祉が3.9%増加した一方で、運輸業が42.9%、サービス業が37.2%、製造業が25.7%、卸売・小売業が23.8%、建設業が13.3%減少しました。

・新規求職申込件数は191人と、前月に比べ11.0%の増加となり、前年同月比では2.6%減少しました。

・このため、9月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,212人に対し、月間有効求職者数926人で、有効求人倍率は、1.31倍となり、前年同月を0.23ポイント下回りました。



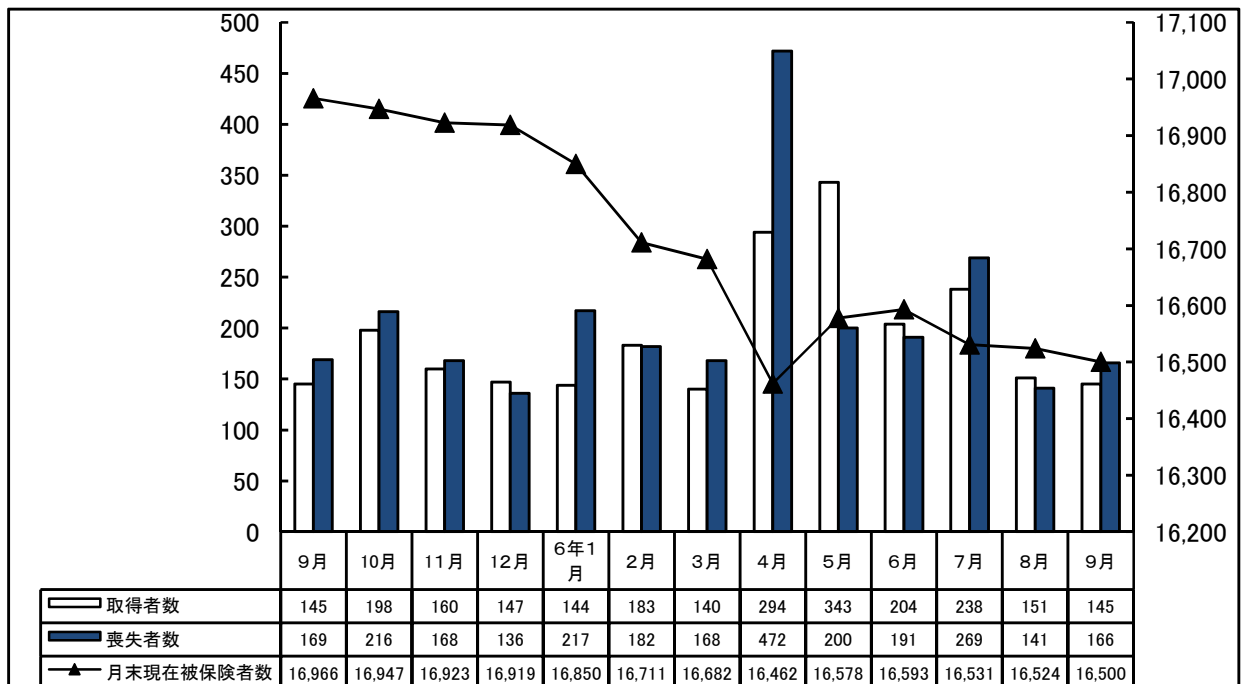


雇用の動き(9月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	191	11.0	▲ 2.6
	うち45歳以上	119	15.5	0.0
	有効求職者数	926	▲ 0.6	2.0
	うち45歳以上	581	▲ 1.4	12.6
求人関係	新規求人数	381	▲ 10.1	▲ 14.8
	うち常用	393	▲ 11.5	▲ 16.9
	有効求人数	1,169	▲ 1.5	▲ 12.8
	うち常用	1,212	▲ 0.8	▲ 13.4
紹介関係	紹介件数	167	4.4	▲ 15.2
	うち常用	157	14.6	▲ 15.6
就職関係	就職件数	78	20.0	▲ 4.9
	うち常用	69	16.9	▲ 9.2

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	145	▲ 4.0	0.0
	資格喪失者数	166	17.7	▲ 1.8
	月末現在被保険者数	16,500	▲ 0.1	▲ 2.7



「改正育児・介護休業法等説明会」のご案内

「改正育児・介護休業法」が令和7年4月1日から段階的に施行されます。また、「改正次世代育成支援対策推進法」により、次世代法の有効期限が令和17年3月末までに延長されます。さらに、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、令和6年11月1日から施行されます。

宮城労働局では、管内企業等を対象にした説明会を県内3か所で開催いたします。ぜひご参加ください。



◆ 開催日時・場所

会場	開催日時	場所
石巻	令和6年11月20日（水） 13:30～15:30	石巻市水産総合振興センター 3階大会議室 石巻市魚町2丁目12-3 ※会場の平面駐車場・立体駐車場がご利用いただけます。
大崎	令和6年11月26日（火） 13:30～15:30	大崎建設産業会館 2階大会議室 大崎市古川旭4丁目3-24 ※古川総合体育館の駐車場がご利用いただけます。
仙台	令和6年12月3日（火） 13:30～15:30	仙台サンプラザ 3階クリスタルルーム 仙台市宮城野区榴岡5-11-1 ※公共交通機関でお越しください。

◆ 説明内容

- (1) 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法
- (2) フリーランス・事業者間取引適正化等法
- (3) その他（両立支援等助成金等）

◆ 申込方法（1社あたり2名様までお申込みいただけます。）

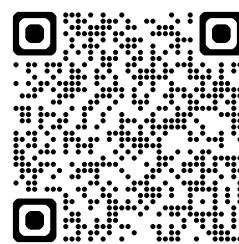
- ① 宮城労働局ホームページよりお申込ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/kaiseihou_20240725.html

- ② または、右の**申込フォーム**からお申込下さい。

- ・本説明会は、先着順・事前予約制です。**開催日の1週間前まで**にお申込みください。
- ・各会場とも、**受付開始は13:00**（開始30分前）です。
- ・当説明会のお申し込みにあたりお預かりした個人情報、本事業に係るご連絡にのみ使用させていただきます。

申込
フォーム



改正育児・介護休業法等
の改正内容はこちら →



フリーランス・事業者間
取引適正化等法の
詳細はこちら →



事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも
働く職場に
労働保険



— 守る責任。加入する義務。 —

労働保険

労災保険

+

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

